

黄熱予防接種に関する説明書

黄熱予防接種で、16歳以上20歳未満の接種は、保護者が同伴しない場合に同意書が必要となります。下記の黄熱予防接種に関する説明をお読みの上、別添の同意書にご署名及び捺印をお願いします。

《 黄熱について 》

黄熱は、アフリカ及び中南米の国々に常在しています。

国によっては、入国に際し、黄熱予防接種国際証明書（イエローカード）の提示を要求しています。現在、世界中で国際証明書を必要とする唯一のワクチンです。

世界保健機構（WHO）は、黄熱に感染する可能性のある国に関しても予防接種を推奨しています。

《 ワクチンの成分 》

弱毒化した黄熱ウイルス（17D-204株）をニワトリ胚で培養増殖後精製し、ゼラチンを含む安定剤を加え、凍結乾燥をしたものです。

《 ワクチンの効果 》

接種後、10日目以降から免疫効果があります。国際証明書については、10日目から生涯有効です。

《 副反応について 》

WHOによりますと、このワクチンの安全性は高いと言われていますが、接種したすべての人に対して安全とは言えません。

以下の副反応がワクチンの説明書に記載されています。

副反応として下記の症状が現れることがあります。

1. 接種部位の掻痒感、発赤、腫脹、痛み、硬結
2. 発熱、頭痛、筋肉痛、関節痛、全身倦怠感
3. 下痢、悪心、嘔吐、腹部不快感

これらの症状は接種後まもなく出現し、多くは5～10日で消失します。

重篤な副反応として以下のものがあります。

1. アナフィラキシーショック
2. 脳炎：20万人に1人
3. 熱性多臓器不全：40万人に1人

*アナフィラキシーショック：接種直後に出現するショックで、蕁麻疹、喘息様症状、呼吸困難、血管浮腫等の症状が現れます。

*脳炎：脳に炎症が起こる事で、意識障害、麻痺等の症状が現れます。

*熱性多臓器不全：接種後2日目～5日目に疲労、筋肉痛、頭痛を伴う発熱が現れ、呼吸不全、肝機能障害、リンパ球減少、血小板減少、高ビリルビン血症、腎不全等の急速な進行を特徴とする状態です。

【 注意事項 】

- ・妊娠については、胎児に対しての安全性が確立されていないため、接種後2ヶ月間は避妊が必要です。
- ・授乳中の方は、接種後1か月間は授乳を中止してください。
- ・卵、ゼラチン等にアレルギー反応のある人は、接種ができない場合があります。

保 護 者 同 意 書

殿

私は、平成 年 月 日 に、 _____ が、黄熱の
(予防接種を受ける者)
予防接種を受けるにあたり、保護者として「黄熱予防接種に関する説明書」の内容を
確認しました。副反応等のことを理解した上で、上記の者への黄熱ワクチンの接種に
同意・希望いたします。

平成 年 月 日

保 護 者
住 所 _____

氏 名 _____ 印

予防接種を受ける者
住 所 _____

氏 名 _____ 印
(本人の署名)

保護者の方へ

別添－ 1 「黄熱予防接種に関する説明書」をよくお読みください。

黄熱予防接種に同意・希望される場合、署名・捺印をお願いいたします。

記入例

別添－2

保護者同意書

福岡検疫所長 殿

福岡検疫所の場合：福岡検疫所長 殿
門司検疫所支所の場合：門司検疫所支所長 殿
長崎検疫所支所の場合：長崎検疫所支所長 殿
鹿児島検疫所支所の場合：鹿児島検疫所支所長 殿

私は、平成 ○○年 ○月 ○日 に、検疫 花子 が、黄熱の
(予防接種を受ける者)
予防接種を受けるにあたり、保護者として「黄熱予防接種に関する説明書」の内容を
確認しました。副反応等のことを理解した上で、上記の者への黄熱ワクチンの接種に
同意・希望いたします。

平成 ○○年 ○月 ○日

保護者

住所 福岡市博多区沖浜町8-1

氏名 検疫 太郎 印

予防接種を受ける者

住所 福岡市博多区沖浜町8-1

氏名 検疫 花子 印

(本人の署名)

保護者の方へ

別添－1「黄熱予防接種に関する説明書」をよくお読みください。

黄熱予防接種に同意・希望される場合、署名・捺印をお願いいたします。

個人情報の利用に関する同意書

_____ 検疫所 _____ における予防接種のための問診票に記載する内容は、
(予防接種を受ける検疫所名を記載)
私の個人情報であるため、次の方法により使用することについて、同意します。

- 1 平成15年5月30日法律第58号「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」第8条第2項に掲げる次の事項に限定する。
 - ① 本人に提供するとき。
 - ② 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
 - ③ 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
 - ④ 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。
- 2 1の②については、厚生労働省に限る。
- 3 1の③については、容体急変時に搬送する医療機関とする。
- 4 1の④については、検疫所内でその都度検討するが、原則、氏名はイニシャルで、住所は県又は市までを示す。
- 5 上に掲げる目的以外に使用する場合は、別途、事前に同意を得る。

平成 年 月 日

自 筆 署 名 _____

保護者等署名 _____

(未成年者等の場合)